（道路法の一部改正）

第三十三条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「且つ、左の各号の一」を「かつ、次の各号のいずれか」に改め、同項第五号中「一に規定する」を「いずれかに該当する」に改め、同項第六号中「を除く外」を「のほか」に改め、同条第三項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第六項中「基いて」を「基づいて」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　都道府県知事が第一項の規定により路線を認定し、又は国土交通大臣が第五項の規定により路線を認定すべき旨の裁定をするに当たつては、当該認定に係る道路が他の都道府県道とともに構成することとなる地方的な幹線道路網と高速自動車国道及び国道が構成する全国的な幹線道路網とが一体となつてこれらの機能を十分に発揮することができるよう配慮しなければならない。

第十条第二項中「代るべき」を「代わるべき」に、「代え」を「代えて」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

第三十条第一項中「道路の構造の」を「高速自動車国道及び国道の構造の」に、「道路の種類ごとに左の各号に」を「次に」に改め、同項第十一号中「を除く外、道路」を「のほか、高速自動車国道及び国道」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度

第三十条第一項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「こう配」を「勾配（こうばい）」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　通行する自動車の種類に関する事項

第三十条第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項第十二号」に、「当つて」を「当たつて」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

第三十条第四項を次のように改める。

4　前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

第四十五条に次の一項を加える。

3　都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

第七十四条の見出しを「（国土交通大臣の認可）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十九条第一項後段を削る。

（海岸法の一部改正）

第三十四条　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「主務大臣の承認を受けなければ」を「、主務大臣に協議し、その同意を得なければ」に改め、同条第三項中「承認」を「同意」に、「こえない」を「超えない」に改める。

（下水道法の一部改正）

第三十五条　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第七項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第八項中「同意をしようとする」を「規定による協議を受けた」に改める。

第四条の見出しを「（事業計画の策定）」に改め、同条第一項を次のように改める。

前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

第四条第二項中「認可をしようとする」を「規定による協議を受けた」に改め、「、あらかじめ」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公共下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他政令で定める事業計画にあつては、国土交通大臣）に協議しなければならない。

第四条に次の三項を加える。

4　第二項の規定にかかわらず、都道府県である公共下水道管理者は、流域別下水道整備総合計画が定められている地域において公共下水道の事業計画を定めようとするときは、同項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、当該公共下水道管理者は、事業計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

5　国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、政令で定める場合を除き、当該届出の内容を環境大臣に通知するものとする。

6　前各項の規定は、公共下水道の事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

第六条の見出しを「（事業計画の要件）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

第二十五条の三の見出しを「（事業計画の策定）」に改め、同条第一項中「定め、国土交通大臣の認可を受けなければ」を「定めなければ」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「流域下水道管理者が第一項の認可を受けた」を「流域下水道の」に改め、「をしようとする場合」を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項の認可」を「第二項の規定による協議」に、「しようとする」を「受けた」に改め、「、あらかじめ」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　第二項の規定にかかわらず、都道府県である流域下水道管理者は、流域別下水道整備総合計画が定められている地域において流域下水道の事業計画を定めようとするときは、同項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、当該流域下水道管理者は、事業計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

6　国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、政令で定める場合を除き、当該届出の内容を環境大臣に通知するものとする。

第二十五条の三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　流域下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、国土交通大臣（市町村が設置する流域下水道の事業計画で政令で定めるものにあつては、都道府県知事）に協議しなければならない。

第二十五条の五の見出しを「（事業計画の要件）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

第二十五条の三第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

第四十二条第一項中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。